

鹿 児 島 県 公 報

平成28年 9 月 16 日 (金) 第3247号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則

○鹿児島県職員の初任給調整手当支給規則等の一部を改正する規則の一部を改正する規則 (※) (人事課取扱い) 1

告 示

- 漁船保険義務付保発起の届出及び指定漁船調書の縦覧 (水産振興課取扱い) 1
- 漁獲共済に係る区域及び区分の設定 (水産振興課取扱い) 2
- 特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定 (2件) (水産振興課取扱い) 2
- 公共測量の実施 (監理課取扱い) 3
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (3件) (砂防課取扱い) 3
- 都市計画第一種市街地再開発事業の決定に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課取扱い) 4
- 都市計画高度利用地区の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課取扱い) 5
- 都市計画通路の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課取扱い) 5
- 都市計画水利施設の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課取扱い) 5
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (南薩地域振興局取扱い) 6

公 告

○落札者等の公告 (2件) (人事課取扱い) 6
(管財課取扱い) 6

規 則

鹿児島県職員の初任給調整手当支給規則等の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 9 月 16 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第38号

鹿児島県職員の初任給調整手当支給規則等の一部を改正する規則の一部を改正する規則
鹿児島県職員の初任給調整手当支給規則等の一部を改正する規則 (平成28年鹿児島県規則第25号) の一部を次のように改正する。

附則第2項中「の職員」の次に「(鹿児島県職員の給与に関する条例(昭和26年鹿児島県条例第13号)第8条の2第1項の規定により給料の特別調整額の支給を受ける職員を除く。)」を加え、「あるのは「100分の78.5」と、「100分の119.5以上100分の200以下」とあるのは「100分の98.5」と、」を「あり、及び」に、「「100分の78.5」と、「100分の109以上100分の119.5未満」とあるのは「100分の98.5」を「、「100分の78.5」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鹿児島県告示第874号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により，漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため，次のとおり届出があった。

また，当該届出に係る指定漁船調書を平成28年9月16日から同月30日まで南さつま漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成28年9月16日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 発起人の住所及び氏名
南さつま市坊津町秋目744番地 今城雅彦
南さつま市坊津町秋目1032番地3 吉田和夫
南さつま市坊津町秋目784番地 片平正徳
- 2 加入区
秋目加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
南さつま漁業協同組合

鹿児島県告示第875号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第105条第1項第2号ロの規定により，同法第104条第2号に掲げる漁業の漁獲共済に係る区域及び区分を次のように定めた。

平成28年9月16日

鹿児島県知事 三反園訓

区 域	区 分
徳之島町，天城町，伊仙町区域 （とくのしま漁業協同組合の地区）	(1) 主として一本釣り漁業を営む漁業，主としてひき縄漁業を営む漁業及び主として旗流し漁業を営む漁業 (2) 主としてロープびきとび魚浮敷網漁業を営む漁業 (3) (1)及び(2)に掲げる漁業以外の漁業

鹿児島県告示第876号

いちき串木野市東島平町490番地 中村笑一及びいちき串木野市照島5494番地 迫田洋則からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は，同項に規定する要件に適合すると認める。

平成28年9月16日

鹿児島県知事 三反園訓

区域及び区分

- 1 区域 いちき串木野市島平区域（串木野市島平漁業協同組合の地区）
- 2 区分 主として一本釣り漁業を営む漁業

鹿児島県告示第877号

熊毛郡中種子町坂井5986番地67 浜崎一成及び熊毛郡中種子町坂井5986番地20 園田行夫からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は，同項に規定する要件に適合すると認める。

平成28年9月16日

鹿児島県知事 三反園訓

区域及び区分

- 1 区域 中種子町区域（熊毛郡中種子町の地区）
- 2 区分 主として沖合一本釣り漁業を営む漁業

鹿児島県告示第878号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、大隅地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成28年 9 月 16 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 作業の種類 公共測量（確定測量）
- 2 作業の期間 平成28年 8 月 24 日から平成29年 3 月 15 日まで
- 3 作業の地域 志布志市志布志町内之倉地内外

鹿児島県告示第879号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、鹿児島県土木部砂防課及び北薩地域振興局建設部建設総務課に備え置いて縦覧に供する。

平成28年 9 月 16 日

鹿児島県知事 三反園訓

区域の名称	区	域
轟 町 1 地 区	次に掲げる標柱の1号から10号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の1号と10号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域	
	標柱	標柱の所在地
	1号	薩摩郡さつま町轟町32番6
	2号 3号	薩摩郡さつま町轟町511番1
	4号 5号	薩摩郡さつま町轟町510番
	6号	薩摩郡さつま町轟町440番3
	7号	薩摩郡さつま町轟町43番4
	8号	薩摩郡さつま町轟町43番3
	9号	薩摩郡さつま町轟町32番9
	10号	薩摩郡さつま町轟町32番7

鹿児島県告示第880号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、鹿児島県土木部砂防課及び始良・伊佐地域振興局建設部建設総務課に備え置いて縦覧に供する。

平成28年 9 月 16 日

鹿児島県知事 三反園訓

区域の名称	区	域
溝 上 地 区	次に掲げる標柱の1号から31号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の1号と31号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域	
	標柱	標柱の所在地
	1号	霧島市隼人町小田字石神田2739番
	2号	霧島市隼人町小田字石神田2746番1
	3号	霧島市隼人町小田字石神田2746番3
	4号	霧島市隼人町小田字石神田2747番
	5号	霧島市隼人町小田字石神田2748番2
	6号	霧島市隼人町小田字清水2772番7
	7号 11号 12号	霧島市隼人町小田字清水2772番3
	8号 9号 10号	霧島市隼人町小田字清水2773番3
	13号 14号 15号 16号	霧島市隼人町小田字清水2780番
	17号 18号 19号 20号	

21号	霧島市隼人町小田字清水2777番 2
22号	霧島市隼人町小田字清水2775番 2
23号	霧島市隼人町小田字清水2774番 1
24号	霧島市隼人町小田字清水2772番 8
25号	霧島市隼人町小田字清水2769番 1
26号	霧島市隼人町小田字清水2769番 2
27号 28号	霧島市隼人町小田字石神田2750番
29号	霧島市隼人町小田字石神田2749番 1
30号	霧島市隼人町小田字石神田2744番
31号	霧島市隼人町小田字石神田2745番 2

鹿児島県告示第881号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、鹿児島県土木部砂防課及び大島支庁徳之島事務所建設課に備え置いて縦覧に供する。

平成28年 9 月 16 日

鹿児島県知事 三反園訓

区域の名称	区 域
亀津13地区	次に掲げる標柱の1号から12号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の1号と12号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域 標柱 標柱の所在地 1号 大島郡徳之島町亀津字羽野俣4321番 2号 大島郡徳之島町亀津字金昆羅山4310番 1 3号 大島郡徳之島町亀津字金昆羅山4311番 4号 大島郡徳之島町亀津字金昆羅山4310番 3 5号 6号 大島郡徳之島町亀津字丹向3147番 1 7号 大島郡徳之島町亀津字丹向3146番 8号 大島郡徳之島町亀津字丹向3140番 9号 大島郡徳之島町亀津字丹向3132番 10号 11号 大島郡徳之島町亀津字丹向3119番 12号 大島郡徳之島町亀津字羽野俣4317番
亀津14地区	次に掲げる標柱の1号から15号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の1号と15号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域 標柱 標柱の所在地 1号 大島郡徳之島町亀津字築地3096番 7 2号 大島郡徳之島町亀津字永久4397番 5 3号 大島郡徳之島町亀津字羽鹿4393番 4号 大島郡徳之島町亀津字羽鹿4380番 5号 大島郡徳之島町亀津字羽鹿4388番 2 6号 大島郡徳之島町亀津字羽鹿4389番 3 7号 大島郡徳之島町亀津字羽鹿4387番 1 8号 9号 大島郡徳之島町亀津字羽野俣4317番 10号 大島郡徳之島町亀津字丹向3119番 11号 大島郡徳之島町亀津字丹向3113番 4 12号 13号 大島郡徳之島町亀津字築地3106番 14号 大島郡徳之島町亀津字築地3100番 1 15号 大島郡徳之島町亀津字築地3098番 5

鹿児島県告示第882号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により鹿児島市から都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成28年 9 月 16 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 鹿児島都市計画第一種市街地再開発事業
 - (2) 名称 千日町1・4番街区第一種市街地再開発事業
- 2 関係図書の縦覧場所
鹿児島県土木部都市計画課

鹿児島県告示第883号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により鹿児島市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成28年 9 月 16 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 鹿児島都市計画高度利用地区
 - (2) 名称 千日町1・4番街区
- 2 関係図書の縦覧場所
鹿児島県土木部都市計画課

鹿児島県告示第884号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により鹿児島市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成28年 9 月 16 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 鹿児島都市計画通路
 - (2) 名称 3号千日通り
- 2 関係図書の縦覧場所
鹿児島県土木部都市計画課

鹿児島県告示第885号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により始良市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成28年 9 月 16 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 蒲生都市計画水利施設
 - (2) 名称 第1号防火水槽
第2号防火水槽
第3号防火水槽
第4号防火水槽
第5号防火水槽
第6号防火水槽
第7号防火水槽

第 8 号防火水槽
第 9 号防火水槽

- 2 関係図書の縦覧場所
鹿児島県土木部都市計画課

南薩地域振興局告示第 4 号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の 5 の 3 第 1 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成28年 9 月 16 日

南薩地域振興局長 森山健二

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
児童発達支援事業所南っ子	枕崎市塩屋北町 627番地 1	特定非営利活動法人発達支援 K I Z U N A	枕崎市塩屋北町 627番地 1	光 簾 実 華	平成28年 9 月 1 日	児童発達支援・放課後等デイサービス

公 告

落札者等の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

平成28年 9 月 16 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
人事評価システムの賃貸借 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県総務部人事課人事係
鹿児島市鴨池新町10番 1 号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成28年 8 月 5 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社エム・ディ・エス
鹿児島市鴨池新町 5 番22号
- 5 随意契約に係る契約金額
91,746,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第10条第 1 項第 1 号該当

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成28年 9 月 16 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
川内原子力発電所地震観測システム 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号

- 3 落札者を決定した日
平成28年8月24日
- 4 落札者の氏名及び住所
三菱電機株式会社九州支社
福岡市中央区天神二丁目12番1号
- 5 落札金額
76,464,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
平成28年7月12日